この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \		[1/2]									
令和 年 月 日	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法 人 の 場 合)	(IA/NO/MILVOV/AACAUCA 7)									
	本店又は主たる事務所	太 仏島巾安佐南区川内6-26-1-502 									
	(フリガナ)	(+ 731 - 0102)									
	納税地	広島市安佐南区川内6-26-1-502									
計	青 (フリガナ)	(電話番号 090 - 8245 - 5334) //シモト サトル ◎									
	氏名又は名称	橋本 悟									
	(フリガナ)										
広島西 税務署長殿	(法人の場合) 代表者氏名										
	法 人 番 号										
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等 なお、上記1及び2のほか	章を除く。)にあっては、 い、登録番号及び登録年月	格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで本店又は主たる事務所の所在地 目日が公表されます。 青書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。									
(平成28年法律第15号) ※ 当該申請書は、戸	第5条の規定による	しての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に のです。									
令和5年3月31日(特別した場合は、原則として名		税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出 録されます。									
		5時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。									
事業者区	が ※ 次葉「登録要件の確	☑ 課税事業者□ 免税事業者認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税 記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。									
令和5年3月31日 (特定期間 判定により課税事業者となる: 合は令和5年6月30日)まで この申請書を提出することがで なかったことにつき困難な事 がある場合は、その困難な事	場 に き 情										
税理士署。	税理士法人 長谷川 名 税理士	(電話番号 082 - 272 - 5868)									
※ 整理	部門由護名										
税 番号 務 署 入力 加 理 を	番写	サ 月 日 認 身元 □ 済 確認 個人番号カード/通知カード・運転免許証書類 その他()									
4 型 機 登録番号T	年 月 日 確認	確認 二 未済									

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	3又1	は名称	尔	橋本	悟						
	Ē	該当~	する『	業者	皆の[ヹゟ	うにん	むじ.	, \Box	にレ	印を作	寸し訂	己載し	てくて	ださ	い。							
免税		(平	成28	年沒	上律 第	第1	5号) 陈	則夠	育44	条第。	4項(の規定	を受け 定の適 適用を	用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する:	法律
		個			番		号		1	1	1		ı	l I			1		1				_
事							•																н
業		事業		年 月												法人	事	業	年 度	自	J	1	H
-t×		未 内) 又							年	J	目	日		のみ				至		1	日
者		容	华力	月日	(法	:人,)									記載	資	本	金				円
の	等事業內容																						
確																	調※				の合和		月 月 31 日
нда	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け ようとする事業者												,,,,,,,										
認													和	年	Ē	月		日					
																		1					
登	登 課税事業者です。																						
録	>													っても. ハ」を					\checkmark	はい		\\\\	え
要		١٧° ،	-,,		. , .		•	/14 =			J ,,,, L		,	, ,									
件		消費和	逆法に	こ違り	ヹ゙゙じ	て罰	金	以上 。	の刑	に処	せられ	ったこ	とは	tあり i	ませ	·//							
の											てく†					0				はい		\\\\	え
確		その	執行	を終;	かり .	V	 / /は幸	九行す	 シ受じ	 ナるこ	・レが	なくた	こった	日から	 24	 王を系		, T					
認		いま		C //· (,- , ,	•	(101)	,,,,		, , ,	- (, ,	0	, -		_	1 4				はい	Ш	トハトハ	え
																		!					
参																							
赵																							
考																							
+																							
事																							
TE																							
項																							